

目 次

	ページ
規 則	
7 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	2
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
辞 令	
事務所長の任免について	5
事務所長の任免について	6

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年5月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

新潟県市町村総合事務組合規則第7号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)		常時介護を要する状態	(略)	
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。）	月額90,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）	月額85,490円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(略)		随時介護を要する状態	(略)	
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。）	月額45,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）	月額42,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年5月18日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
11 阿賀野市		11 阿賀野市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長		福祉事務所長 <u>(市長政策・市民協働課関係)</u> 課長補佐 秘書広報広聴係長 <u>秘書広報広聴係の秘書担当の職員</u>
	(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 人事係長 <u>庶務係の秘書担当の職員</u> 人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 <u>(財務課関係)</u> 課長補佐 財政係長		(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 人事係長 人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員 <u>(企画財政課関係)</u> 課長補佐 財政係長
	(略)		(略)
(略)		(略)	
13 南魚沼市		13 南魚沼市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	部長 局長 部参事 局参事 部次長 局次長 課長 参事 室長 センター長 所長 事務 所次長 事務長	長 部 局	部長 部参事 部次長 課長 参事 室長 センター長 所長 事務所次長 事務長
	(略)		(略)
(略)		(略)	
14 胎内市		14 胎内市	
機 関	職	機 関	職

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
長 部 局	福祉事務所長 (総務課関係) 人事係長 <u>人権・総務係長</u> 法制係長 秘書係長 人事係の人事、給与又は服務担当の職員 (企画に関する事務を行うものに限る。) 及び職員団体担当の職員 秘書係の秘書担当の職員 (財政課関係) 財政係長	長 部 局	福祉事務所長 (総務課関係) 人事係長 <u>庶務係長</u> 法制係長 秘書係長 人事係の人事、給与又は服務担当の職員 (企画に関する事務を行うものに限る。) 及び職員団体担当の職員 秘書係の秘書担当の職員 (財政課関係) 財政係長
	(略)		(略)
	(略)		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和8年5月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和8年2月4日付け	五泉市事務所長を免ずる	田 邊 正 幸
令和8年4月24日付け	五泉市事務所長を命ずる	中 村 康 輔

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和8年5月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

令和8年2月4日付け 妙高市事務所長を免ずる 城 戸 陽 二

令和8年5月12日付け 妙高市事務所長を命ずる 西 澤 澄 男